

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会 平成30年度事業計画

1 推進協議会の運営

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の運営を通じて、県内の社会福祉法人による地域公益活動の推進を図る。また、児童分野での新たな事業を実施する。

(1) 運営委員会の開催（3回程度）

事業計画・予算、事業報告・決算、その他重要事項を審議し決定する。委員20名。

(2) 幹事会の開催（5回程度）

運営委員会に付議する事項について、予め協議を行う。幹事10名。

(3) 拠点施設推進方策会議（3回程度）

拠点施設のあり方や推進方策を検討する。

(4) 社会貢献活動推進連絡会議（2回）

運営委員会委員や社会貢献支援員、会員施設等を対象に、事業推進に関する情報交換や連絡調整を行う。

(5) ブロック会議・研修（4か所×2回）

ブロック内の会員施設、市町村社協等が情報交換や連絡調整を行う。

2 生計困難者に対する相談支援事業（彩の国あんしんセーフティネット事業）の実施

県内社会福祉法人が運営する施設・社協と協働し、生活困窮者に対し、現物給付を含む相談支援事業を実施する。また、就労や社会参加に支援が必要な方に対して、社会福祉法人が訓練・就労の場を提供する。

(1) 相談支援の実施（通年）

ア 社会貢献支援員連絡会議（12回）

拠点施設に配置されている社会貢献支援員間の情報共有等を図る。

イ 担当相談員養成研修（3日×2回）

3日間の研修を行い、担当相談員に必要な知識や技術を身につける。

ウ 担当相談員専門研修（1日×2回）

相談支援を行う上で必要となる専門知識をテーマごとに学習する。

(2) 就労支援の実施（通年）

エ 就労支援担当者養成研修（3日×1回）

就労支援担当者に必要な基本的な知識を習得する。

オ 事業所連絡会の開催（1回）

施設間の情報共有を図り、訓練・就労を効果的に推進する。

3 衣類バンク事業の実施

子供のいる生活困窮世帯に対し、保育施設等が収集した衣類等を当該世帯に提供する。
また、衣類等を収集する過程で、支援が必要と思われる世帯を発見した場合、相談機関につなげていく。

(1) 事業説明会の実施（1日×5回）

衣類バンクの取組の目的や実際の運用について、事業所に周知するために県内5か所で説明会を実施する。

(2) 衣類等の収集、分別、提供（通年）

収集した衣類を性別やサイズ別に分別した上で、衣類を必要とする世帯へ提供する。